

戸塚区公告第150号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	・宇治部 実 ・熊谷 仁 ・田中 正幸 ・皆葉 吉幸 ・三木 桂子 ・石川 宏之
送達する 書 類 名	介護保険料令和 8 年度 7 月期分督促状	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		